

議第159号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

1 公の施設の名称

次に掲げる水道施設及び工業用水道施設（これらに関する施設及び設備（広島県水道広域連合企業団から事務委託を受けている施設及び附属設備を含む。）を含む。）

(1) 水道施設

ア 宮原浄水場

イ 本庄水源地

(2) 工業用水道施設

ア 宮原浄水場

イ 二河水源地

2 指定管理者

広島市中区小町1番25号

株式会社水みらい広島

代表取締役 坂谷 隆太

3 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

（提案理由）

水道施設及び工業用水道施設計4施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出する。